

「不利益処分」 基準等公開票（法律又は命令）

不利益処分名	特定非営利活動法人の認定又は特例認定の取消	
根拠法令・条項	特定非営利活動促進法第67条	
所 管 課	市民生活部 生涯学習課	
処 分 基 準	・ 所轄庁は、認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人（以下認定特定非営利活動法人等」という）が次のいずれかに該当するときは、認定又は特例認定を取り消さなければならない。 特定非営利活動促進法（以下、「法」という。）第47条各号(第2号を除く。)のいずれかに該当するとき 偽りその他不正の手段により認定、特例認定、有効期間の更新並びに合併による地位の承継の認定を受けたとき 正当な理由がなく、法第65条第4項又は第66条第1項の規定による命令に従わないとき。 認定特定非営利活動法人から法第44条第1項の認定の取消しの申請があったとき。 ・ 所轄庁は、認定特定非営利活動法人等が次のいずれかに該当するときは、第44条第1項の認定又は特例認定を取り消すことができる。 法第45条第1項第3号、第4号イ若しくはロ又は第7号に掲げる基準に適合しなくなったとき。 法第29条、第52条第4項又は第54条第4項の規定を遵守していないとき 上記に掲げるもののほか、法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反したとき。	
聴聞・弁明の機会の付与の区分	聴聞又は弁明の別	・ 聴 聞 ・ 弁 明
	（聴聞又は弁明の 手続を省略する場合の根拠条項等）	ただし、行政手続法第13条第2項第 号に規定する「 該当するため、手続を省略する。」 するとき」に
	個別法により聴聞 又は弁明の手続の 適用が除外される 場合の根拠法令及 び条項	